

# 恵庭市成年後見支援センター

## 市民後見人養成研修開催要綱

### 【目 的】

認知症になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる街づくりを目指し、将来的に市民後見人となり判断能力が十分でない方の成年後見制度利用における支援を担う人材を養成することを目的に、市民後見人養成研修を開催します。

### 成年後見制度とは・・・

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分でない人の預貯金の管理など（財産管理）や日常生活での様々な契約など（身上監護）を支援していく制度です。

### 市民後見人とは・・・

特別な資格を持たないものの、成年後見制度の正しい知識を持ち社会貢献への意欲が高い市民が、判断能力が低下した認知症高齢者や障がい者に対し、後見人等として支援する人です。

※市民後見人の活動は社会貢献の意味合いが強く、報酬を前提としない活動です。

※研修を受講した後、すぐに市民後見人として活動できるものではありません。

### 日常生活自立支援事業とは・・・

高齢者や障がいにより日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをする事業を日常生活自立支援事業といいます。契約の内容にそって定期的に利用者のご自宅を訪問し、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや、預貯金の預け入れや払い戻しなどの代行を行う担当者を生活支援員といいます。

【主 催】 恵庭市社会福祉協議会 成年後見支援センター

【応募資格】 次のすべての要件を満たす方

- (1) 恵庭市に在住する方
- (2) 原則 25 歳以上の方（研修最終日までに 25 歳に達する方）
- (3) 事前レポートを作成し、全研修に参加できる方
- (4) 成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意のある方

(5) 将来、市民後見人又は日常生活自立支援事業の生活支援員として活動できる方

(6) 後見人の欠格事由に該当しない方（民法 847 条 後見人の欠格事由）

①家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

②破産者

③被後見人対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者や直系家族

【定 員】 20 名（予定）

【受講料】 無料

【受講申込と受講決定】

受講を申し込まれる方は、下記提出書類に必要事項を記入の上、申し込み先までご持参または郵送して下さい。※郵送料は自己負担となります。

**申込期間：平成 29 年 10 月 18 日（水）～11 月 2 日（木）**

※郵送の場合は当日の消印有効

(1) 提出書類

①受講申込書（様式 1）

②事前レポート<400 字程度>（様式 2）

レポートテーマ：「市民後見人養成研修を受講したい理由」

※研修初日の受講生スピーチで発表していただきます。

(2) 受講決定

受講申込書ならびに事前レポートにより選考し決定します。

平成 29 年 11 月 9 日（木）ごろ、受講決定（または否）について文書にて連絡します。

【日時／カリキュラム／会場】（7日間）

日 程		時 間	カリキュラム	会 場
1	平成 29 年 11 月 15 日 （水）	9：20 ～16：50	• 受講生スピーチ • 市民後見概論 • 成年後見制度概論	福祉会館
2	平成 29 年 11 月 17 日 （金）	9：30 ～16：50	• 成年後見の事例 • 任意後見制度 • 任意後見の事例と課題	

3	平成29年11月24日 (金)	10:30 ~16:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見と家庭裁判所</li> <li>・対人援助の基礎</li> <li>・後見活動の実際</li> </ul>	福祉会館
4	平成29年11月30日 (木)	9:10 ~15:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度、高齢者施策</li> <li>・障がい者総合支援法、障がい者施策</li> <li>・生活保護、公的年金、医療保険等</li> <li>・日常生活自立支援事業</li> </ul>	
5	平成29年12月6日(水)	10:00 ~15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域実習</li> <li>・市内高齢者施設訪問研修</li> <li>・市内障がい者施設訪問研修</li> <li>・対象者理解</li> </ul>	
7	平成29年12月7日(木)	9:30 ~17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の実務</li> <li>・課題演習</li> <li>・受講生スピーチ</li> <li>・閉講式</li> </ul>	市内施設 ※送迎バス

※上記カリキュラムの他、レポートを提出していただきます。

#### 【終了要件と修了証の交付】

全日程を受講した受講者へは修了証を交付します。

※福祉系法律系の資格などのお持ちの方であってもカリキュラムの免除は認めません。

※やむを得ない事情がなく欠席等があった場合は、修了証は交付されません。

#### 【その他（留意事項）】

- ・この研修終了をもって何らかの資格が得られるわけではありません。
- ・市民後見人の活動は社会貢献の意味合いが強く、報酬を前提としない活動です。
- ・研修を受講した後、すぐに市民後見人として活動できるものではありません。

#### 【申し込み・問合せ先】

〒061-1446 恵庭市末広町124番地

恵庭市社会福祉協議会（担当：青木・北口・長政）

電話 0123-33-9436

※申し込み・問い合わせは平日8:45~17:15まで。土日祝日はお休みとなっております。